

専決処分書



地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和6年7月11日

座間市長 佐藤 弥斗

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解し、損害を賠償するものとする。

- 1 相手方 京都府京都市下京区不明門通七条下る東塩小路町709番地
株式会社銀閣
- 2 和解の要旨 市は、相手方に対し4万3,780円を支払う。
- 3 事故発生日時 令和6年5月13日午後5時頃
- 4 事故発生場所 京都府京都市下京区不明門通七条下る東塩小路町709番地
RYOKAN GINKAKU KYOTO 805号室
- 5 事故の状況 東中学校の修学旅行中、同校に在籍する生徒が、相手方が提供した宿泊施設の部屋の障子を破損させたものである。
- 6 損害賠償の額 4万3,780円